

日本及びNATO加盟各国の協定等の違いについて（沖縄県作成）

1 日米地位協定

- (1) 日米安全保障条約第6条の規定に基づき、日米地位協定を締結。環境、軍属の2つの補足協定その他、合意議事録、日米合同委員会合意等が締結されている。
- (2) 日本は、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様である*との立場を取り、日米地位協定にも一部の法令を除き日本の国内法を適用する条文がないことから、在日米軍には日本の国内法は原則として適用されていない。
- (3) また、地位協定にも、米軍が行う訓練・演習に対する日本側の規制権限等が明記されていないだけでなく、訓練の時間等を含む詳細な情報が日本側に通報されず、日本政府としては、それを求めることもしないという姿勢を取っている。

※ 平成31年1月に外務省HPの説明から「国際法」の文言を削除するなど修正（他国地位協定調査報告書（欧州編）P28参照）

2 NATO加盟各国（ドイツ・イタリア・ベルギー・イギリス）

- (1) ドイツにおいてはボン補足協定に、イタリアにおいては米伊了解覚書（モデル実務取極）に、それぞれ、駐留軍（米軍）に対する受入国の国内法適用が明記されている。
- (2) 一方、ベルギー及びイギリスにおいては、NATO軍地位協定を包括的に補足するような協定の存在は確認できなかったが、両国は、外国軍の駐留や駐留軍に対する国内法の適用に必要な法整備を行い、自国の法律や規則を駐留軍（米軍）にも適用させている。
- (3) これにより、いずれの国においても、自国の国内法の規定等により駐留軍機（米軍機）の飛行を規制している状況となっている。

日本及びNATO加盟各国の協定等の違い（イメージ）

